事務処理のフロー

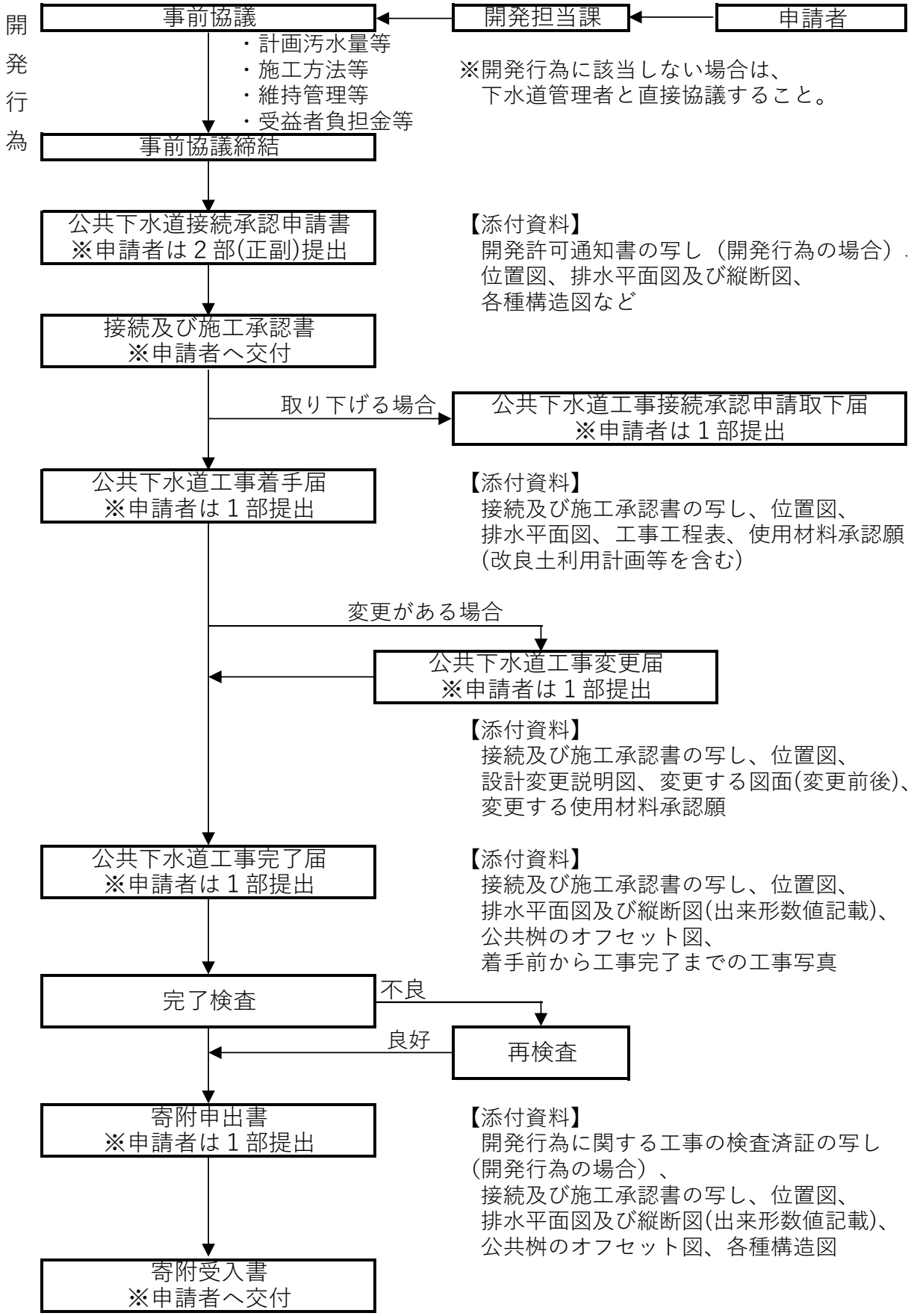
開発行為
事前協議
開発担当課
申請者
・計画汚水量等
・施工方法等
・維持管理等
・受益者負担金等
※開発行為に該当しない場合は、
下水道管理者と直接協議すること。
事前協議締結
公共下水道接続承認申請書
※申請者は２部(正副)提出
【添付資料】
開発許可通知書の写し（開発行為の場合）、
位置図、排水平面図及び縦断図、
各種構造図など
接続及び施工承認書
※申請者へ交付
取り下げる場合
公共下水道工事接続承認申請取下届
※申請者は１部提出
公共下水道工事着手届
※申請者は１部提出
【添付資料】
接続及び施工承認書の写し、位置図、
排水平面図、工事工程表、使用材料承認願
(改良土利用計画等を含む)
変更がある場合
公共下水道工事変更届
※申請者は１部提出
【添付資料】
接続及び施工承認書の写し、位置図、
設計変更説明図、変更する図面(変更前後)、
変更する使用材料承認願
公共下水道工事完了届
※申請者は１部提出
【添付資料】
接続及び施工承認書の写し、位置図、
排水平面図及び縦断図(出来形数値記載)、
公共桝のオフセット図、
着手前から工事完了までの工事写真
完了検査
不良
良好
再検査
寄附申出書
※申請者は１部提出
【添付資料】
開発行為に関する工事の検査済証の写し
（開発行為の場合）、
接続及び施工承認書の写し、位置図、
排水平面図及び縦断図(出来形数値記載)、
公共桝のオフセット図、各種構造図
寄附受入書
※申請者へ交付